

尼崎市立下坂部小学校建替整備事業
基本協定書
(案)

尼 崎 市

令和 7 年●月●日

基本協定書

- 1 事業名 尼崎市立下坂部小学校建替整備事業
- 2 対象地 兵庫県尼崎市下坂部1丁目12番1号
- 3 事業期間 本事業における工事（設計・施工一括）請負契約に係る尼崎市議会の議決があった日から尼崎市議会の議決があった日から令和13年9月末日まで

尼崎市（以下「市」という。）は、【応募者名】を構成する【代表企業名】、【構成企業名】、【構成企業名】及び【構成企業名】（代表企業「【代表企業名】」）。以下、各企業を個別に又は総称して「事業者」という。）との間で、上の事業（以下「本事業」という。）に関する基本的な事項について合意し、次の契約条項のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（用語の定義）

第1条 本協定において使用する用語の意義について、特筆がないものについては、募集要項等によるものとする。

（趣旨）

第2条 本協定は、本事業に関し事業者が公募型プロポーザル方式により優先交渉権者として選ばれたことを確認し、工事（設計・施工一括）請負契約の締結に向けた、市及び事業者の双方の協力について定めることを目的とする。

（市及び事業者の義務）

第3条 市及び事業者は、工事（設計・施工一括）請負契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応する。

- 2 事業者は、工事（設計・施工一括）請負契約締結のための協議に当たっては、本事業の評価委員会及び市の要望事項を尊重する。

（工事（設計・施工一括）請負契約の締結）

第4条 市及び事業者は、募集要項等（本事業に関する募集要項及び募集要項の添付資料（公表後の追加及び変更を含む。）をいう。以下同じ。）に添付の工事（設計・施工一括）請負契約書（案）の形式及び内容にて、工事（設計・施工一括）請負契約を令和7年12月中旬から令和7年12月下旬を目処として仮契約として締結するべく最大限努力する。

- 2 市は、募集要項等に添付の工事（設計・施工一括）請負契約書（案）の文言に関し、事業者より説明を求められた場合、募集要項等において示された本事業の目的及び理念に照らして、その条件の範囲内において趣旨を明確化する。

3 第1項の規定にかかわらず、事業者のいずれかが本事業に関して次の各号のいずれかに該当したときは、市は工事（設計・施工一括）請負契約を締結しないことができる。

- (1) 公正取引委員会が、事業者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独禁法」という。）第49条の規定により、排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき（同法第77条に規定する抗告訴訟が提起されたときを除く。）。
- (2) 公正取引委員会が、事業者に違反行為があったとして独禁法第62条第1項の規定により、課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき（同法第77条に規定する抗告訴訟が提起されたときを除く。）。
- (3) 事業者が、独禁法第77条に規定する抗告訴訟を提起し、その訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (4) 事業者（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）に対する刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独禁法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

4 第1項の規定にかかわらず、工事（設計・施工一括）請負契約の締結までに、事業者のいずれかが次の各号のいずれかに該当したときは、市は、工事（設計・施工一括）請負契約を締結しないことができる。

- (1) 役員等（事業者が個人である場合にはその者を、事業者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所・常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下本項において同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下本項において同じ。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下本項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約、再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第（1）号から第（5）号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 事業者が、第（1）号から第（5）号までのいずれかに該当する者を下請契約、再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（第

(6)号に該当する場合を除く。)に、市が事業者に対して当該契約の解除を求め、事業者がこれに従わなかったとき。

- 5 工事（設計・施工一括）請負契約の締結までに、事業者のいずれかが募集要項等において提示された参加資格の一部又は全部を喪失した場合には、市は、工事（設計・施工一括）請負契約を締結しないことができる。

（賠償額の予定）

第5条 事業者は、事業者のいずれかが前条第3項各号又は同条第4項各号のいずれかに該当するときは、市が工事（設計・施工一括）請負契約の締結又は解除をするかを問わず、違約金として、事業者が提案書類に記載した本事業に係るサービス対価の総額並びにこれに係る消費税及び地方消費税を加算した額の100分の10に相当する額を支払わなければならない。

- 2 前項の場合において、事業者は、連帯して前項の規定による違約金支払義務を負担する。

- 3 第1項の場合において、市に生じた実際の損害額が同項の規定による違約金の額を超える場合には、事業者は、その差額を市の請求に基づき支払うものとする。かかる超過分の損害賠償義務についても、事業者は、連帯してこれを負担する。

（準備行為）

第6条 工事（設計・施工一括）請負契約の締結前であっても、事業者は、自己の費用と責任において、本事業に関してスケジュールを遵守するために必要な準備行為を行うことができ、市は、必要かつ可能な範囲で、かかる準備行為に協力する。

（工事（設計・施工一括）請負契約の不成立）

第7条 尼崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分を定める条例（昭和39年条例第19号）第2条の規定による契約の締結が尼崎市議会において否決されたことにより、工事（設計・施工一括）請負契約が本契約としての効力を生じなかった場合、既に市及び事業者が本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

- 2 前項の場合を除き、工事（設計・施工一括）請負契約が締結に至らなかった場合は、当該契約の締結に至らなかったことについて責めに帰すべき者が、他方当事者の損害を賠償する。

（本協定上の権利義務の譲渡の禁止）

第8条 事業者は、市の書面による承諾なく、本協定上の権利義務につき、自己以外の第三者への譲渡又は担保権の設定をしてはならない。

（秘密保持義務）

第9条 市及び事業者は、本協定に関連して相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持して責任をもって管理し、本協定の履行以外の目的でかかる秘密情

報を使用してはならず、本協定に特に定める場合を除き、相手方の事前の書面による承諾なしに第三者に開示してはならない。

2 次の各号に掲げる情報は、前項の秘密情報に含まれない。

- (1) 開示の時に公知である情報
- (2) 相手方から開示されるよりも前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
- (3) 相手方に対する開示の後に、市又は事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
- (4) 市及び事業者が、本協定に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報

3 第1項の定めにかかわらず、市及び事業者は、次の各号に掲げる場合には、相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。

- (1) 弁護士、公認会計士、税理士及び国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
- (2) 法令等に従い開示が要求される場合
- (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
- (4) 市又は事業者との間で守秘義務契約を締結した市のアドバイザー及び本事業に関する事業者の下請企業又は受託者に開示する場合
- (5) 市が、本事業に係る各業務を事業者以外の第三者に請け負わせ若しくは委託する場合において当該第三者に開示するとき又は当該第三者を選定する手続において特定若しくは不特定の者に開示する場合

(本協定の変更)

第10条 本協定の規定は、市及び事業者の書面による合意がなければ変更できない。

(管轄裁判所)

第11条 本協定に関して生じた当事者間の紛争については、神戸地方裁判所をもって合意による第一審の専属的管轄裁判所とする。

(本協定の有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から、工事（設計・施工一括）請負契約が締結されて本契約となったときまでとする。ただし、本協定の終了後も第9条及び第11条の定めは有効に存続し、当事者を法的に拘束し続けるものとする。

(準拠法)

第13条 本協定は日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈される。

（誠実協議）

第 14 条 本協定に定めのない事項、又は本協定に疑義のある事項については、尼崎市財務規則（昭和 39 年規則第 24 号）によるほか、その都度、市及び事業者が誠実に協議の上これを定めるものとする。

（本頁以下余白）

以上、本協定の証として、本書を●通作成し、当事者記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 7 年 12 月 ● 日

市：尼崎市東七松町 1 丁目 2 3 番 1 号

尼崎市

市長 松 本 眞

事業者：（代表企業）

[住所]

[企業名]

[代表者]

（構成企業）

[住所]

[企業名]

[代表者]

（構成企業）

[住所]

[企業名]

[代表者]

（構成企業）

[住所]

[企業名]

[代表者]

（構成企業）

[住所]

[企業名]

[代表者]